

# 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査における指導基準

## 1 趣旨

この基準は、社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査の統一の実施を図るため、指導監査の結果に基づいて行う社会福祉法人等への指導の基準について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 指導基準

### (1) 社会福祉法人

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発第0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき行うこととする。

なお、当該通知において「口頭指摘」とあるのは、「口頭指導」と読み替えて取り扱うこととする。

### (2) 社会福祉施設

#### ① 文書指摘

指導監査の結果において、次のア～エに該当すると認められる場合は、文書指摘とする。

文書指摘に当たっては、指導事項を文書により通知し、社会福祉施設に対して是正及び改善状況の報告書の提出を求め、本市が必要と認める場合には、社会福祉施設における改善状況の確認のため、実地において調査を行うこととする。

ア 法令（条例及び規則を含む。）に抵触している場合

イ 入所者・利用者の処遇・安全に相当の影響があるとき又は相当の影響が想定される場合

ウ 内部けん制制度を確立する又は不正防止のための体制等を整備する上で重要と認められる場合

エ その他社会福祉施設の経営の根幹に関わる事項について、その改善状況の確認を必要とする場合

#### ② 口頭指導

文書指摘に該当する事項について、次のア～ウに該当する場合は、口頭指導とする。（度重なる指導にもかかわらず改善状況が見られない場合など、総合的に判断して文書指摘とすることが適当と認められる場合を除く。）

口頭指導に当たっては、指導内容に関する認識を社会福祉施設と共有するため、指導事項を文書により通知するが、是正及び改善状況の報告書の提出は求めないこととする。

ア 内容が軽微と認められる場合

イ 過去の指摘事項に対する改善状況等を総合的に判断して、その必要がないと認め

られる場合

ウ 労働基準法関係等、他の行政機関が検査・監督権限を有する場合

③ 助言

文書指摘及び口頭指導には該当しないが、改善の必要がある場合又は改善が望ましい場合は、助言を行うことができることとする。

助言に当たっては、文書による通知は行わず、口頭によるものとするが、社会福祉施設から助言内容の提供を求められた場合は、文書にて提供することとする。

附 則

この基準は、平成29年7月10日から施行し、平成29年度に実施する指導監査から適用する。

附 則

この基準は、平成30年7月4日から施行し、平成30年度に実施する指導監査から適用する。